

昭和六十三年法律第八十三号	多極分散型国土形成促進法
目次	
第一章 総則（第一条・第二条）	第三章 地方の振興開発
第二章 国の行政機関等の移転等（第三条—第五条）	第一節 地方の振興開発に関する施策（第六条）
第四章 大都市地域の機能の改善等（第二十一—二十六条）	第二節 振興拠点地域の開発整備（第七条—第二十条）
第五章 住宅等の供給の促進（第二十七条）	第三節 大都市の機能の改善等（第二十一—三十三条）
第六章 地域間の交流の促進（第二十八条—第三十五条）	第四節 業務核都市の整備（第二十二条—第三十五条）
第七章 雜則（第三三十一条—第三十五条）	附則
第一章 総則（目的的）	
第一条 この法律は、人口及び行政、経済、文化等に関する機能が過度に集中している地域からこれら機能の分散を図り、地方の振興開発と大都市地域の秩序ある整備を推進し、並びに住宅等の供給と地域間の交流を促進することにより、人口及び他の機能が特定の地域に過度に集中することなく、その全域にわたり適正に配置され、それぞれの地域が機的に連携しつつその特性を生かして発展している国土（以下「多極分散型国土」という。）の形成を促進し、もつて住民が誇りと愛着を持つことのできる豊かで住みよい地域社会の実現に寄与することを目的とする。（施策における配慮）	
第二条 国及び地方公共団体は、この法律に規定する多極分散型国土の形成の促進に関する施策の策定及び実施に当たっては、地域における創意工夫を尊重し、並びに適正かつ合理的な土地利用の確保、環境の保全、国土の保全及び災害の防止に配慮するとともに、民間事業者、地域住民等の理解と協力を得るよう努めなければならない。	
第二章 国の行政機関等の移転等（国との行政機関及び特殊法人の配置）	
第三条 国は、内閣府、デジタル庁及び国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）その他	

の法律の規定により内閣の統轄又は所轄の下に行政事務をつかさどるものとして置かれる機関（次条において「行政機関」という。）の官署並びに法律により直接に設立される法人及び特別の法律により特別の設立行為をもつて設立すべきものとされる法人（総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第一項第八号の規定の適用を受けない法人及び同号の規定の適用を受ける法人であつて株式会社であるものを除き、独立行政法人通則法（平成十一年法律第二百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人を含む。以下「特殊法人」という。）の主たる事務所の新設又は移転に当たつては、多極分散型国土の形成について配慮しなければならない。

（国の行政機関等の東京都区部からの移転等）

**第四条** 国は、東京都の特別区の存する区域（以下「東京都区部」という。）における人口及び行政・経済・文化等に関する機能の過度の集中の是正に資するため、行政機関の官署（東京都のみ又は東京都区部若しくはその一部のみをその管轄区域とするものを除く。次項において同じ。）及び特殊法人の主たる事務所の移転に關する基本方針（以下「移転基本方針」という。）に基づき、その東京都区部からの移転に努めなければならない。

移転基本方針においては、行政機関の官署及び特殊法人の主たる事務所のうち移転に努めるべきものの範囲に関する事項及びその移転に際し配慮すべき事項を定めるものとする。

国土交通大臣は、移転基本方針の案を作成して、閣議の決定を求めるなければならない。

前項の規定は、移転基本方針の変更について準用する。

令で定める場合は、この限りでない。

6 特殊法人がその主たる事務所を東京都区部において新設し、又は移転しようとするときは、政令で定めるところにより、当該特殊法人を監督する大臣は、その旨を国土交通大臣に通知しなければならない。ただし、当該移転が主たる事務所の用に供する建築物の改築等のための、時的なものであるときは、この限りでない。

7 国土交通大臣は、前二項の規定による通知を受けた場合において、東京都区部における人口及び行政、経済、文化等に関する機能の過度の集中を是正するため必要があると認めるときは、第五項の規定による通知を受けた場合にあつては、当該通知をした大臣及び財務大臣に対し、前項の規定による通知を受けた場合にあつては当該通知をした大臣に対し、それぞれ意見を述べることができる。

(民間の施設の移転の促進等)

**第五条** 国及び地方公共団体は、民間の工場、事務所、研究施設、教育文化施設等の施設の国土上の全域にわたる適正な配置を図るために、これらの施設について、これらの施設が過度に集中している地域からその他の地域への移転又は当該地域における新設若しくは増設を促進するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

**第六条** 国及び地方公共団体は、地域社会の中心となる地方都市の育成を図るため、地方都市との周辺地域の一体的な振興及び行政、経済、文化等に関する機能の各地方都市への適正な配置に留意しつゝ、地方都市における産業の高度化、経済社会の情報化等に対応した都市機能の増進に資する施策の推進に努めなければならない。

い。

**第三章 地方の振興開発**

**第一节 地方の振興開発に関する施策**

2 国及び地方公共団体は、地域の特性に即した農林漁業その他の産業の振興を図り、豊かで住みよい農山漁村の育成を図るため、これらの地域における生活環境、産業基盤等の整備の推進に努めなければならない。

3 国及び地方公共団体は、人口の著しい減少、高齢化の進展等によりその基礎条件が著しく変化した集落について、住民の生活の安定と福祉の向上を図り、及び農林地その他の国土の保全と利用に資するため、その再編整備その他必要な施策の推進に努めなければならない。

4 国は、前三項に規定する施策を実施するため  
に必要な財政金融上の措置その他の措置を講ず  
るよう努めなければならない。

**第二節 振興拠点地域の開発整備**

(振興拠点地域基本構想の作成)

**第七条** 都道府県は、当該都道府県内の特定の地域について、当該地域の特性に即した産業、文化、学術、研究、交流等に関する特色ある機能を集積させるための事業の総合的かつ計画的な実施を促進することにより、当該地域をその周辺の相当程度広範囲の地域の振興の拠点として開発整備するため、当該開発整備に関する基本的な構想（以下「振興拠点地域基本構想」という。）を作成し、主務大臣に協議し、その同意を求めることができる。

2 振興拠点地域基本構想においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 前項に規定する開発整備を行おうとする地域（以下「振興拠点地域」という。）の区域

二 振興拠点地域のうち、次号に規定する施設の整備を特に促進することが適當と認められる地区（以下「重点整備地区」という。）の区域

三 前項の特色ある機能を集積させる上で中核となる研究施設、交通施設その他の政令で定める施設（以下この節において「中核的施設」という。）であつて民間事業者が設置及び運営をするもの（以下この節において「中核的民間施設」という。）のうち当該重点整備地区において整備されるべきものの種類、位置、規模、機能及び運営に関する基本的な事項

四 当該重点整備地区において整備されるべき中核的民間施設以外の中核的施設の設置に関する基本的な事項

五 前項に規定する開発整備のために特に必要と認められる公共施設その他の施設（中核的施設であるものを除く。以下この節において「公共施設等」という。）の整備の方針に関する事項

一 第一項に規定する開発整備の方針に関する事項

二 環境の保全、地価の安定その他第一項に規定する開発整備に際し配慮すべき事項

**4 振興拠点地域基本構想**は、国土形成計画その他の法律の規定による地域振興に関する計画との調和が保たれたものでなければならない。  
**5 都道府県は、振興拠点地域基本構想を作成しようとするときは、関係市町村に協議しなければならない。**

(振興拠点地域基本構想の同意)

**第八条** 主務大臣は、前条第一項の協議に係る振興拠点地域基本構想が同条第四項に規定する計画との調和が保たれたものであり、かつ、次の各号に該当するものであると認めるときは、その同意をするものとする。

一 当該振興拠点地域基本構想に係る地域が次に掲げる要件に該当するものであること。

二 自然的経済的・社会的条件からみて一体として前条第一項に規定する開発整備を図ることが相当と認められる地域であること。

三 土地の確保が容易であり、かつ、立地条件等からみて相当程度のそれらの施設の整備が確実と見込まれる地域であること。

四 中核的施設及び公共施設等の用に供する土地の確保が当該振興拠点地域及ぼす周辺の相当程度広範囲の地域に対して適切な効果を及ぼすものであること。

五 その他国土交通大臣が同意に当たつての基準として次条の規定により定める事項(以下「同意基準」という。)に適合するものであること。

六 主務大臣は、振興拠点地域基本構想につき前項の規定による同意をしようとするときは、関係行政機関の長に協議しなければならない。

七 都道府県は、振興拠点地域基本構想が第一項の規定による同意を得たときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

八 同意基準においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 第七条第一項に規定する開発整備に関する基本的な事項

二 振興拠点地域及び重点整備地区の設定に関する基本的な事項

三 中核的施設の設置、中核的民間施設の運営及び公共施設等の整備の方針に関する基本的な事項

**4 地方環境の保全、地価の安定その他第七条第一項に規定する開発整備に際し配慮すべき重要な事項**

**5 都道府県は、同意基準を定めるに当たつては、第七条第一項に規定する開発整備に関する事項に規定する開発整備に際し配慮すべき重要な事項**

(振興拠点地域基本構想の変更)

**第十一条** 都道府県は、第八条第一項の規定による同意を得た振興拠点地域基本構想を変更しようとするときは、主務大臣に協議し、その同意を得なければならない。

**十二条** 第七条第五項及び第八条の規定は、前項の場合について準用する。

(振興拠点地域基本構想の実施等)

**第十三条** 削除

**第十四条** 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第六条第二項の規定により、総務省令で定める地方公共団体が、重点整備地区内において中核的民間施設のうち総務省令で定めるものを同意基本構想に従つて設置した者について、当該中核的民間施設の用に供する家屋若しくは構築物若しくはこれらの敷地である土地に対する固定資産税に係る不均一の課税をした場合において、これらの措置が総務省令で定める場合に該当するものと認められるときは、地方交付税法(昭和二十五年法律第二百三十号)第十四条の規定による当該地方公共団体の各年度における基準財政収入額は、同条の規定にかかわらず、当該地方公共団体の当該各年度分の減収額(固定資産税に関するこれらの措置による減収額にあつては、これらの措置がならぬに協力しなければならない。

(促進協議会)

**第十五条** 国及び地方公共団体(港務局を含む。)は、重点整備地区内における土地を同意基本構想に定める中核的施設の用に供するため、農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)その他の法律の規定による許可その他の処分を求められたときは、当該施設の設置の促進が図られるよう適切な配慮をするものとする。

(監視区域の指定)

**第十六条** 国及び地方公共団体は、同意基本構想ごとに、当該開発整備の促進に關し必要な施設の設置に要する経費に充てるために必要な資金の確保に努めなければならない。

**第十七条** 国及び地方公共団体は、同意基本構想の達成に資するため、同意基本構想に基づき中核的民間施設の設置及び運営を行う者に対し必要な助言、指導その他の援助を行うよう努めなければならない。

**第十八条** 地方公共団体が、民間事業者に貸し付け、又は出資の目的とするために、同意基本構想に定める重点整備地区において整備されるべき中核的施設及び第七条第一項に規定する開発整備のために特に必要と認められる施設であつて、公共施設以外のものの整備を行おうとする場合においては、当該整備に要する経費(当該地方公共団体の財政状況、当該事業の性質等を勘案して総務大臣が指定する経費に限る。)で、公共施設以外のものの整備を行おうとする場合においては、法令の範囲内において、当該各号に規定する経費に該当しないものは、同条第五号に規定する経費とみなす。

**第十九条** 地方公共団体が、同意基本構想を達成するにあつては、法令の範囲内において、地方法等による処分についての配慮

**第二十条** 都道府県知事又は地方自治法(昭和十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)の長は、振興拠点地域及びその周辺の地域のうち、地価が急激に上昇し、又は上昇するおそれがあり、これによつて適正かつ合理的な土地利用の確保が困難となるおそれがあると認められる区域を国土利用計画法(昭和四十九年法律第九十二号)第二十七条の六第一項の規定により監視区域として指定するよう努めるものとす

**第十四条** 大都市地域の秩序ある整備

**第二十一条** 第一節 大都市の機能の改善等

**第二十二条** 第二節 地方公共団体は、人口及び行





あつたものについての同法による不服申立てについては、施行日以後においても、当該処分庁に引き続き上級行政庁があるものとみなして、行政不服審査法の規定を適用する。この場合において、当該処分庁の上級行政庁とみなされる行政庁は、施行日前に当該処分庁の上級行政庁であるときは、当該行政庁とする。

前項の場合において、上級行政庁とみなされる行政庁が地方公共団体の機関であるときは、当該機関が行政不服審査法の規定により処理することとされる事務は、新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(手数料に関する経過措置)

**第一百六十二条** 施行日前においてこの法律による改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む）の規定により納付すべきであった手数料については、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。（その他の経過措置の政令への委任）

**第一百六十四条** この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。（検討）

**第二百五十九条** 新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないようにするとともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及び新地方自治法に基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする。

**第二百六十一条** 政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主かつ自立的に執行できるよう、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

**附 則（平成一一年一二月二二日法律第六〇号）抄**  
(施行期日)

**第一条** この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九百九十五条（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則）抄

する法律附則の改正規定に係る部分に限る。）、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定

（公布の日）

**附 則（平成一七年三月三一日法律第二一号）抄**

(施行期日)

**第一条** この法律は、平成十七年四月一日から施行する。

(その他の経過措置の政令への委任)

**第八十九条** この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(施行期日)

**第一条** この法律は、平成十七年七月二九日法律第八号

(抄)

(施行期日等)

**第一条** この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次項及び附則第二十七条の規定は、公布の日から施行する。

(政令への委任)

**附 則（平成一八年四月二六日法律第三一号）抄**

(施行期日)

**第一条** この法律は、平成十八年五月二十九日から施行する。

(施行期日)

**附 則（平成二三年八月三〇日法律第一〇五号）抄**

(施行期日)

**第一条** この法律は、平成二三年八月三〇日から施行する。

(政令への委任)

**附 則（平成二七年九月一一日法律第六六号）抄**

(施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日から施行する。

(政令への委任)

**附 則（平成二七年九月一一日法律第六六号）抄**

(施行期日)

**第一条** この法律は、平成二七年九月一一日から施行する。

(政令への委任)

（処分等に関する経過措置）

**第五十七条** この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条及び次条において「旧法令」という。）の規定により従前の国の機関がした認定等の処分その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、この法律による改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条及び次条において「新法令」という。）の相当規定により相当の法律による改正後のその他の行為とみなす。

この法律の施行前に旧法令の規定により従前の国の機関に対してされている申請、届出その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、新法令の相当規定により相当の国機関に対してされた申請、届出その他の行為とみなす。

この法律の施行前に旧法令の規定により従前の国機関に対して申請、届出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前に従前の国機関に対してその手続がされていないものについては、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、これを、新法令の相当規定により相当の国機関に對してその手續がされていないものとみなして、新法令の規定を適用する。

この法律の施行前に旧法令の規定により従前の国機関に対して申請、届出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前に従前の国機関に対してその手續がされていないものについては、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、これを、新法令の相当規定により相当の国機関に對してその手續がされていないものとみなして、新法令の規定を適用する。

この法律の施行前に旧法令の規定により従前の国機関に対して申請、届出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前に従前の国機関に対してその手續がされていないものについては、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、これを、新法令の相当規定により相当の国機関に對してその手續がされていないものとみなして、新法令の規定を適用する。

この法律の施行前に旧法令の規定により従前の国機関に対して申請、届出その他の手續をしなければならない事項で、この法律の施行の日前に従前の国機関に対してその手續がされていないものについては、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、これを、新法令の相当規定により相当の国機関に對してその手續がされていないものとみなして、新法令の規定を適用する。

この法律の施行前に旧法令の規定により従前の国機関に対して申請、届出その他の手續をしなければならない事項で、この法律の施行の日前に従前の国機関に対してその手續がされていないものについては、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、これを、新法令の相当規定により相当の国機関に對してその手續がされていないものとみなして、新法令の規定を適用する。

この法律の施行前に旧法令の規定により従前の国機関に対して申請、届出その他の手續をしなければならない事項で、この法律の施行の日前に従前の国機関に対してその手續がされていないものについては、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、これを、新法令の相当規定により相当の国機関に對してその手續がされていないものとみなして、新法令の規定を適用する。

この法律の施行前に旧法令の規定により従前の国機関に対して申請、届出その他の手續をしなければならない事項で、この法律の施行の日前に従前の国機関に対してその手續がされていないものについては、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、これを、新法令の相当規定により相当の国機関に對してその手續がされていないものとみなして、新法令の規定を適用する。

この法律の施行前に旧法令の規定により従前の国機関に対して申請、届出その他の手續をしなければならない事項で、この法律の施行の日前に従前の国機関に対してその手續がされていないものについては、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、これを、新法令の相当規定により相当の国機関に對してその手續がされていないものとみなして、新法令の規定を適用する。

この法律の施行前に旧法令の規定により従前の国機関に対して申請、届出その他の手續をしなければならない事項で、この法律の施行の日前に従前の国機関に対してその手續がされていないものについては、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、これを、新法令の相当規定により相当の国機関に對してその手續がされていないものとみなして、新法令の規定を適用する。